

「滋賀県オープンファクトリー推進事業」参加事業者募集要項 (オープンファクトリープレイヤーの育ちあい)

1. 事業の目的

県内中小企業（製造業）が取り組む“地域一体型オープンファクトリー”を後押しすることにより、企業や従業員の意識変革を促し、働き手の人材育成を図るとともに、企業の認知度向上を通じて、将来的な人材確保や地域産業の活性化につなげることを目的とする。

工場見学で生産現場の迫力を感じてもらってもよし、ワークショップを通じてものづくりの面白さに触れてもらってもよし、企業の皆さまの自由な発想と取組で、参加する子どもや若者たちに自社の技術や製品の魅力を伝え、ワクワク体験を提供してみませんか？
ぜひ一緒に滋賀のものづくりを盛り上げましょう！

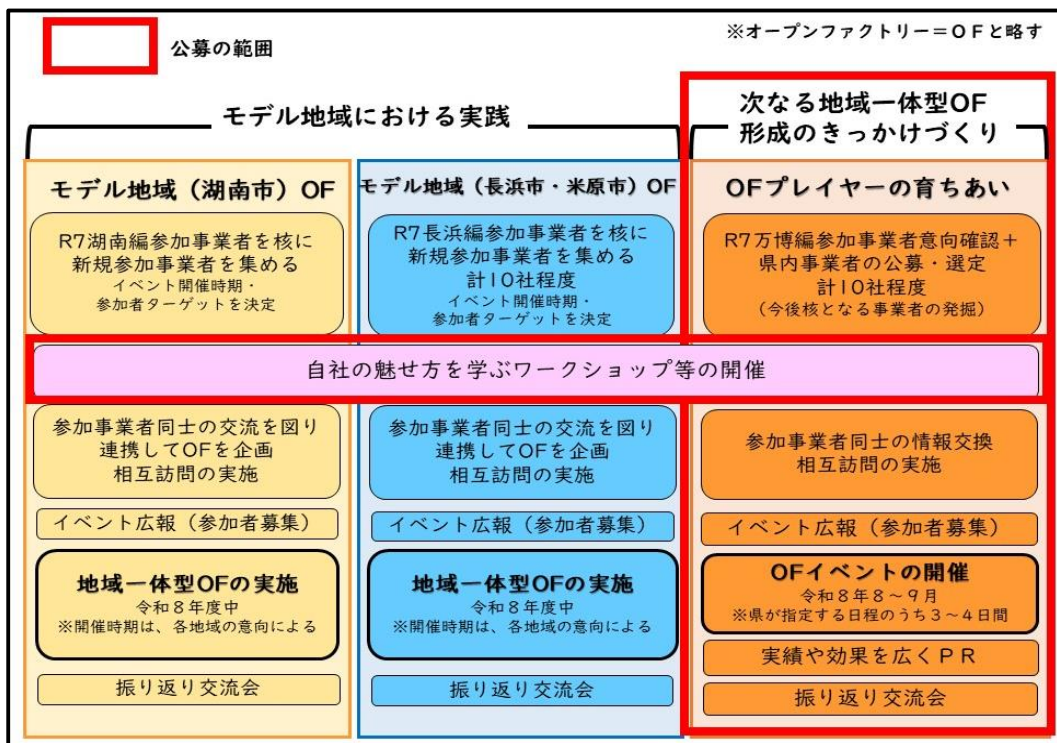
※地域一体型オープンファクトリーとは…

ものづくりに関わる中小企業や工芸品産地など、一定の産業集積がみられる地域を中心に、企業単独ではなく、地域内の企業等が面として集まり、普段見せることのない生産現場を外部に公開したり、来場者にもものづくりを体験してもらう取組。

※オープンファクトリーに期待できる多様な効果

メディア等を通じた企業PRの場になる（知名度向上）／ご近所に工場を知ってもらう／人材確保につながる／新たな仕事（受注）につながる／従業員の意識変化や社員教育の場になる／来場者の笑顔が見られる など

2. 「滋賀県オープンファクトリー推進事業」の全体概要



令和8年度 県オープンファクトリーの取組は、上記【モデル地域における実践】と【次なる地域一体型OF形成のきっかけづくり】の2部構成とする。

公募対象である【次なる地域一体型OF形成のきっかけづくり】は、“オープンファクトリープレイヤーの育ちあい”として、県内でオープンファクトリーに意欲的な事業者を中心に、新たな地域一体型オープンファクトリーを形成し、継続的な取組となることを目指す。モデル地域（湖南市、長浜市・米原市）での取組を適時共有するとともに、参加事業者同士の情報交換や交流の機会を設け、地域一体型オープンファクトリー形成のプロセスを実践しながら、オープンファクトリーイベント（現場見学+体験提供等）を開催する。

3. オープンファクトリープレイヤーの育ちあいについて

【取組の概要】

- ア 概要：県内でオープンファクトリーに意欲的な事業者を中心に、新たな地域一体型オープンファクトリーの形成を目指す。モデル地域（湖南市、長浜市・米原市）での取組を適時共有するとともに、参加事業者同士の情報交換や交流の機会を設け、地域一体型オープンファクトリー形成のプロセスを実践しながら、オープンファクトリーイベント（現場見学+体験提供等）を開催する。
- イ 開催場所：応募事業者の事業所（工場）等（滋賀県内に限る）10社程度
- ウ 参加者：小学生から大学生までのうち、全部または一部として各参加事業者の意向により決定 ※小学生については、保護者同伴
- エ 参加人数：1社あたり 20名程度（同伴する保護者を含む）
- オ 開催時期：下記日程のうち3日間または4日間
 ※令和8年8月6日(木)、7日(金)、19日(水)、20日(木)、21日(金)
 9月5日(土)、12日(土)
 ※参加事業者との調整により決定する。
 ※各参加事業者は、3日間または4日間の開催日のうち、半日程度開催。

<開催イメージ> 10社がそれぞれ午前または午後に1回、イベントを開催いただく想定。

開催時期	参加事業者数	実施回数	最大参加人数	集散方法
8月6日(木)	2社	1回/社	20名/社	バス送迎 or 現地集合解散
8月19日(水)	3社	1回/社	20名/社	
8月21日(金)	2社	1回/社	20名/社	
9月12日(土)	3社	1回/社	20名/社	
計 4日間	計 10社	計 10回	計 200名	

4. 参加事業者の要件（募集事業者数：10社程度）

参加を希望される事業者は、次のア～カのすべての要件を満たす必要があります。

- ア 滋賀県内に事業所（工場等）を有する中小企業（製造業）であること。
- イ 滋賀県内での開催が可能であり、かつ事業所内の見学やものづくり体験等が可能であること。
- ウ 1回あたり20名程度の参加者受入れが可能であること。
- エ 中小企業基本法に定める中小企業者、または一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等で表1に準じ各要件を満たす事業者。

表1：中小企業基本法に定める中小企業者

業種	①または②のいずれかを満たすこと	
	①資本金の額 または出資の総額	②常時使用する 従業員
製造業	3億円以下	300人以下の会社 および個人

オ 次のいずれにも該当しないこと。（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）

- ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥ 参加申込時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者

カ 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 国
- ② 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- ⑥ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- ⑨ その他、本事業の目的に照らして、不相当と事務局が判断する事業者

5. オープンファクトリープレイヤーの育ちあいにおいて実施いただくこと 以下の内容をご確認、ご了解いただいたうえで参加申込願います。

(1) 実施内容

①参加事業者向けワークショップ等への参加（6～7月に1回程度）

- ・参加事業者が本事業の目的や趣旨の理解を深め、先駆的事例等から自社の魅せ方を学ぶための「参加事業者等向けワークショップ等」を開催しますので、ご参加ください。

②参加事業者同士の情報交換や交流を図る会合への参加（6月～イベント開催時期まで3回程度）

- ・所在地域の異なる参加事業者が、同じ思いをもつ県内事業者とつながり交流できる場を設定しますので、ご参加ください。
- ・モデル地域（湖南省、長浜市・米原市）での取組を参考に、参加事業者同士の情報交換や、一体的に魅せて集客につなげるための意見交換のほか、例えばプレオープンファクトリー（相互訪問）を実践いただきます。

③オープンファクトリーイベントの開催（8～9月）

- ・イベントでは、小学生から大学生（全部または一部として各参加事業者の意向により決定）を対象に、見学（製造現場の見学や展示、説明）の受け入れや、イベント参加者の理解を深めるための体験（作る、使う、試すなどのワークショップ）や実演（技術やサービスなどの実演）等を提供いただきます。
- ・実施コンテンツについては、各事業者が責任を持って実施することとし、安全を第一に十分な対策を講じていただくようお願いいたします。実施会場内において、万一事故やトラブルが発生した場合に備えて、イベント参加者にはイベント賠償責任保険等に加入いただきますが、補償に該当しない項目や上限額以上の補償はいたしません。
- ・イベント参加者の参加費は基本的に無料としますが、材料費等、最低限発生する経費分をもとに有料に設定することも可能です。
- ・ものづくりや事業者の魅力発信に関係のない営利目的のみでの販売は不可となります。
- ・休業日に事業所を稼働する場合や運営に係る人件費等が発生した場合でも、県から費用の補助等はいりません。

④オープンファクトリーの実績や効果を積極的にPR（イベント終了後随時）

- ・イベント終了後、オープンファクトリーの実績や効果を他事業者（同じ所在地域内事業者や取引先関係事業者など）に積極的にPRし、取組の輪の拡大に努めてください。

⑤振り返り交流会への参加（10月以降に1回程度）

- ・次年度以降の取組につなげるための振り返り交流会を開催しますので、ご参加ください。

（2）費用負担について

本事業への参加に係る負担金はありません。

本事業実施にあたり、滋賀県が費用負担するものは以下のとおりです。

- ・バス借上料（バス送迎形式の場合）
- ・参加者のイベント賠償責任保険料

※ただし、以下費用については、参加事業者の負担となります。

- ・ワークショップや交流会等に参加するための交通費
- ・休業日に事業所を稼働する場合やイベント運営に係る人件費等
- ・上記「滋賀県が費用負担するもの」に該当しない費用

（3）その他

イベント周知や来場促進のためのチラシ等の制作、ホームページ、SNS等での情報発信に必要な参加事業者の情報提供や写真撮影等にご協力ください。県では、市町とも連携し、参加者募集などの広報を行います。参加事業者の皆さまにおかれましても積極的に周知をお願いします。

6. 応募・選考

オープンファクトリープレイヤーの育ちあいへの参加を希望される場合は、下記のエントリーフォームよりお申し込みください。

【応募受付期間】

令和8年4月14日（火）～5月15日（金）

【エントリーフォーム】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys-alias/of2026-sodachiai>



応募多数の場合は、厳正な書類審査により参加事業者を選考します。

なお、採否の理由に関するお問合せには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

【選考結果】令和8年5月下旬頃に選考結果を電子メールにて通知します。

7. 今後のスケジュール

4月14日～	参加事業者の募集 ※～5月15日
5月下旬	参加事業者の決定
6月～7月	参加事業者向けワークショップ等の開催（1回程度）
6月以降	参加事業者同士の情報交換・相互訪問等
8月～9月	オープンファクトリーイベントの開催
10月以降	実績や効果を他事業者へ広くPR 振り返り交流会

8. お問い合わせ先

滋賀県商工労働部商工政策課企画調整係

電話

077-528-3712

Eメール

fa0001@pref.shiga.lg.jp